

落とし物をされた方へ

遺失者



遺失物にキャッシュカード、クレジットカード、携帯電話等が含まれる場合、発行元や携帯電話会社に連絡し、利用停止等の手続きを行って下さい。

警察

○帰国する場合は、帰国後も連絡を取ることのできる電話番号やメールアドレスを記入して下さい。
○日本国内に受取りの代理や警察と連絡することが可能な人がいる場合は、その人の氏名、連絡先も記入して下さい。

路上で遺失した場合

見つからない場合

施設内で遺失した場合

施設に問合せ

見つからない場合

警察署、交番等で遺失届出書の作成

○遺失届出書は、遺失者の申告事項を記載して受理するもので、遺失した事実を証明するものではありません。
○遺失届出書に記載された物件の拾得があった場合には遺失者に連絡しますが、遺失届出書に基づいて、調査や捜索を行うものではありません。

警察から遺失者に連絡

遺失物発見!

警察で物件を3か月保管し、遺失者を探すために公告や関係機関等への照会調査を行います。
※傘、衣類等は、公告の日から2週間以内に遺失者が判明しない場合、売却又は処分される場合があります。

○拾得者から請求があった場合には、報労金（物件の価値の5%~20%）及び物件の保管等に要した費用を支払う必要があります。
○報労金については、警察は関与しないので拾得者と話し合って決めて下さい。

遺失物が届けられた警察署で受取（原則）

※送付による受取を希望する場合、「物件送付依頼書」及び「受領書」を予め作成し、送料（全て自己負担）とともに警察署に提出して下さい。
※代理人への返還を希望する場合、委任状と身分確認書類を代理人に持参して下さい。